

1. 開会日時・場所

日時 令和4年11月25日(金) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	—
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

9番 上田 励二

3. 議事録署名人

4番 佐々木 昭和 17番 林 壽彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任主事 檀上 周  
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第77号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第79号議案 非農地証明申請について  
第80号議案 農用地利用集積計画について  
第81号議案 農用地利用配分計画について  
第82号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積の特例区域」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第11回総会は成立しております。なお、9番 上田委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番 佐々木委員、17番 林委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。議事日程は、日程第1を第76号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第5第80号議案から日程第6第81号議案を先に審議します。議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第80号議案を上程します。農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。第80号議案に係る資料80の第1番から第4番について、審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 80 号議案 農用地利用集積計画について説明します。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。

〇〇地域から件数 2 件、筆数 3 筆、面積 5,459 ㎡、〇〇地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 1,416 ㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 80 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 1 番から第 4 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 6 第 81 号議案を上程します。  
農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。  
第 81 号議案に係る資料 81 の第 1 番から第 4 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 81 号議案 農用地利用配分計画について説明します。  
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の地域別面積集計に記載しております。

〇〇地域から件数 2 件、筆数 3 筆、面積 5,459 ㎡、〇〇地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 1,416 ㎡について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 81 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第 1 番から第 4 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第 1 第 76 号議案を上程します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 87 件から第 98 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第87件は、〇〇から木原5丁目の〇〇が、木原町〇〇 地目：畑 26㎡を、農作物を運搬する台車のレールを敷設するため、譲り受けるものです。

第88件は、〇〇から高坂町真良の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 297㎡を、居住地から近く耕作に便利のため、譲り受けるものです。

第89件は、〇〇から沼田東町兩名の〇〇が、沼田東町七宝〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,805㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第90件は、〇〇から沼田東町釜山の〇〇が、沼田東町釜山〇〇 地目：田 214㎡を、管理できない農地を譲り受け、新規就農するため譲り受けるものです。

当該案件は、先月の第10回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第91件は、〇〇から本郷北2丁目の〇〇が、本郷北2丁目〇〇 地目：田 185㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第92件は、〇〇から久井町江木の〇〇が、久井町江木〇〇 ほか1筆 地目：田 合計4,359㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第93件は、〇〇から福山市今津町3丁目の〇〇が、久井町下津〇〇 地目：畑 152㎡を、空き家とともに取得し新規就農するため、譲り受けるものです。

当該案件は、先月の第10回定例総会において、別段面積の特例区域が設定されています。

第94件は、〇〇から須波ハイツ3丁目の〇〇が、久井町泉〇〇 ほか3筆 地目：田2筆 畑2筆 合計1,654㎡を、農地付きの空き家を購入し新規就農するため、譲り受けるものです。

第95件は、〇〇から久井町羽倉の〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：田 1,156㎡を、居住地から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第96件と第97件は関連案件のため、併せて説明します。

第96件は、〇〇から大和町上徳良〇〇 ほか4筆 地目：田1筆 畑：4筆 合計1,061㎡を、

第97件は、〇〇から大和町上徳良〇〇 地目：田 275㎡を、

大和町上徳良の〇〇が、居住地から近く耕作に便利で、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第98件は、〇〇から大和町下徳良の〇〇が、大和町下徳良〇〇 ほか4筆 地目：田3筆 畑2筆 合計1,868㎡を、居住地から近く、これまでも耕作管理していたため、譲り受けるものです。

以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

16番

第87件、11月22日に20番推進委員と現地を確認しました。みかんを運搬するレールを敷設することで、別に問題ないと思います。

19番

第88件、11月22日に22番推進委員、譲受人の〇〇さんと3名で現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

2番

第89件・90件は担当案件ですので、続けてご報告いたします。

第89件、11月23日に私と24番推進委員で現地を確認しました。申請地は〇〇線の県道の〇〇がある北側にあたります。圃場整備されていて、譲受人の〇〇さんは広くやられており、問題ないと思います。

第90件、これも11月23日に私と24番推進委員と現地を確認しました。申請地は〇〇の入口の右側にあたります。本人が意欲的に野菜をやられるということで、特に問題ないと思います。

17番

第91件、11月21日に27番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

14番

第92件・93件は私の案件なので、同時に報告させていただきます。

第92件ですが、こちらは〇〇から北東へ約2kmの地点に位置しまして、圃場の中のど真ん中に2枚の圃場がありました。11月21日に13番委員、30番推進委員、32番推進委員と4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

第93件ですが、こちらの方も11月21日に13番委員、30番推進委員、32番推進委員の4名で現地を確認いたしました。こちらは〇〇から東へ約1.5kmのところのところに位置しており、前回、別段面積の特例

区域の時にも現地を確認いたしました。こちらも事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

- 1 番 第 94 件・95 件と続けて報告します。  
11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。94 件・95 件とも、事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 6 番 第 96 件・97 件が関連案件ですので、続けて報告いたします。  
第 96 件と 97 件は、同じ〇〇さんという方が譲受人ということで、事務局の説明どおりで問題ないと思います。  
第 98 件の方は、11 月 20 日に 34 番推進委員と譲受人の〇〇さんと 3 人で現地を確認いたしました。本人さんはもう耕作管理をされているということで、事務局の説明どおりで問題ありません。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 87 件から第 98 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第 2 第 77 号議案を上程します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 21 件から第 26 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案説明の前に議案の修正をお願いします。  
議案書 5 ページから 8 ページ, 第 77 号議案 農地法第 4 条による許可申請及び第 78 号議案 農地法第 5 条による許可申請について、議案書右側の農振区分が「農振農用」となっている案件につきまして、令和 4 年 11 月 15 日付けで、農振農用地区域からの除外が決定されました。つきましては、該当する案件の農振区分を「農振農用」から「農振」へ修正をお願いいたします。  
それでは、議案書 5 ページをご覧ください。第 77 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。  
第 21 件は、〇〇が、須波西 2 丁目〇〇 地目：畑 100 m<sup>2</sup>について、駐車場及び物置設置ため転用するもので、内容は駐車場 2 区画, 物置 2 棟です。  
第 22 件は、〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 76 m<sup>2</sup>について、墓地に転用するもので、内容は、墓石 4 基, 法名碑 1 基, 灯籠 2 基, 植栽です。  
第 23 件は、〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 200 m<sup>2</sup>について、庭敷及び農作業場に転用するものです。  
当該案件は、転用の許可を得ることなく庭敷及び作業場として利用していることから、始末書を求めて提出されています。  
第 24 件は、〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 68 m<sup>2</sup>について、庭敷及び駐車場に転用するもので、内容は、庭敷と駐車場 2 区画です。  
許可基準は、農地法施行規則第 37 条第 5 号「土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。  
第 25 件は、〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：畑 81 m<sup>2</sup>について、駐車場に転用するもので、内容は駐車場 3 区画です。  
第 26 件は、〇〇が、大和町大草〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 1,090 m<sup>2</sup>について、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 208 枚, 7 棟, 発電量 49.5kw 規模です。  
第 24 件を除く、第 21 件から 26 件の許可基準は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、農地法第 4 条第 6 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 12 番 第 21 件, 11 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり別に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 2 番 第 22 件, 11 月 23 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は, ○○号線に架かる○○橋から南へ 1 km 行ったところです。現在, 墓が山の中にあり歳をとって行かれないということなので, それを下ろすということで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 7 番 第 23 件・24 件と担当案件なので, 続けて説明をさせていただきます。  
件数 23・24 とも, 11 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。  
件数 23 の方は, ○○より西へ約 7.8km の○○線沿いに位置します。先ほど説明がありましたように, すでに庭敷及び作業場として利用されていますが, 始末書が提出されていることで, やむを得ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。  
件数 24 は, ○○より西へ 3.1km の○○線の右側の方に位置します。周辺農地に影響はなく, 事務局の説明のとおり問題はありませぬ。農地区分は第 1 種農地です。
- 1 番 第 25 件, 11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。第 2 種農地です。
- 18 番 第 26 件, 11 月 20 日に 36 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり, 周辺農地に支障をきたす恐れもなく, 問題ないと考えます。第 2 種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 4 条の規定による許可申請, 第 21 件から第 26 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって, 本案は原案のとおり許可決定することに決しました。  
可決されました第 24 件については, 農地法第 4 条第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には, 許可書を交付することに異議ありませんか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に, 日程第 3 第 78 号議案を上程します。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について, 第 129 件から第 144 件を審議します。  
本議案は, 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項「議事参与の制限」の規定により, 2 回に分けて審議します。  
初めに, 第 140 件について審議しますので, ○○委員の退席を求めます。  
  
・・・委員退席・・・
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 8 ページをご覧ください。第 78 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の第 140 件について説明します。  
第 140 件は, ○○から○○合同会社が, 本郷町南方○○ ほか 2 筆 地目: 田 合計 1,150 m<sup>2</sup>について, 所有権の移転を受け, 太陽光発電施設に転用するもので, 内容は太陽光パネル 172 枚, 7 棟, 発電量 49.5kw 規模です。

申請地は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第140件についての説明は以上です。

議長 担当委員の調査報告を求めます。

7番 第140件、11月21日に29番推進委員と関係者立ち合いのもと、現地確認を行いました。申請地は、〇〇より〇〇線を〇〇方面へ約3.7km進んだ〇〇川沿いに位置します。周辺農地に影響は少なく、事務局の説明のとおり問題ないと思います。農地区分は2種農地です。

議長 担当委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第140件の本案は原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。  
〇〇委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 引き続き議事を進行します。農地法第5条の規定による許可申請、第140件を除く、第129件から第144件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第129件は、〇〇から有限会社〇〇が、木原5丁目〇〇 ほか5筆 地目：畑 合計1,999㎡について、併用地の雑種地とともに所有権の移転を受け、駐車場及び資材置場に転用するもので、内容は駐車場25区画、平鋼20t、形鋼20tです。

なお、転用の許可を得ることなく駐車場及び資材置場として利用していることから、始末書を求めて提出されています。

第130件は、〇〇から〇〇株式会社が、沼田1丁目〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,174㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル212枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第131件と132件は関連案件のため、併せて説明します。

第131件は、〇〇から沼田東町末広〇〇 ほか1筆 地目：田 合計943㎡を

第132件は、〇〇から沼田東町末広〇〇 地目：田 664㎡を

それぞれ〇〇合同会社が、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル172枚、7棟、発電量49.5kw規模です。

第133件は、〇〇から〇〇が、小泉町〇〇 地目：畑 319㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場4区画です。

第134件は、〇〇から株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇 地目：田 1,302㎡について、賃借権の設定により資材置場にするため一時転用するもので、内容は土砂200㎡、コンクリート殻80㎡、転用期間は令和5年3月31日までです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく造成しているため、始末書を求めて提出されています。

許可基準は、農地法第5条第2項第7号「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもの」に該当します。

第135件は、〇〇から〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,356㎡について、使用貸借権の設定により、宅地及び駐車場に転用するもので、内容は家屋3棟、事務所1棟、駐車場14区画です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく宅地として利用していることから、始末書を求めて提出されています。

第136件は、〇〇から〇〇が、幸崎能地1丁目〇〇 地目：畑 132㎡について、所有権の移転を受け庭敷に転用するもので、内容は植栽及び花壇です。

第137件は、〇〇から株式会社〇〇が、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 361㎡について、賃借権の設定によりサウナを設置するもので、内容はサウナ1棟です。

第138件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷北3丁目〇〇 地目：田 0.89㎡について、所有権の移転を受け、雨水排水路に転用するものです。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第139件は、〇〇から〇〇・〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 364㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、小屋1棟、ガレージ1棟です。

第141件は、〇〇から〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 598㎡について、使用貸借権の設定により宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、カーポート1棟です。

許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第142件は、〇〇から〇〇株式会社が、大和町上徳良〇〇 地目：田 1,675㎡について、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル220枚、8棟、発電量49.5kw規模です。

第143件と144件は、譲渡人と譲受人が同一のため、併せて説明します。

どちらも、〇〇から〇〇株式会社が、地上権の設定により太陽光発電施設に転用するもので、

第143件が、大和町和木〇〇 地目：田 489㎡、内容は太陽光パネル78枚、2棟、発電量39.6kw規模

第144件が、大和町和木〇〇 地目：田 569㎡、内容は太陽光パネル104枚、5棟、発電量44.5kw規模です。

第134件、138件、141件を除く許可基準は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

16番 第129件、11月22日に20番推進委員と現地を確認しました。19a以上ある敷地を駐車場と資材置場に転用するということですが、造成においては工数をとって対応し、隣地に迷惑をかけないようにしますということでした。農地区分は第2種です。

19番 第130件、11月22日に22番推進委員と確認しました。周辺はすでに太陽光を設置されているところが何箇所かありまして、当案件も周辺農地に影響は少なく問題ないと思います。第2種農地です。

2番 第131件・132件は担当案件なので、続けて報告いたします。

11月23日に私と24番推進委員で現地を確認しました。申請地は、〇〇から〇〇線に向かって1kmの山間地にあります。件数131・132は隣接しており、周りに住宅もなく営農にも支障はないと思いますので、問題ないと思います。どちらも第2種です。

15番 第133件、11月19日に23番推進委員と関係者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は〇〇より南へ約4.8km、〇〇線の県道から約200m入った住宅に囲まれた土地です。先ほど事務局が言われたように、親の所有する土地を譲り受け住宅を建てるとのことで、適切な申請内容であり、周辺の農地への支障もないと考えます。農地区分は第2種です。

続けて、第134件も私の案件なので、説明させていただきます。これも、11月19日に23番推進委員と関係者立ち合いのもと現地確認しました。この〇〇さんはもう歳で立ち合いできないということで、町内会長が代理で立ち会うということで、立ち会っていただきました。

申請地は〇〇より約1.6km、工業団地下の県道〇〇号に隣接した土地で、これは水害対策工事に関係しているということで、残土等の仮置き場としての一時転用で、周囲の農地への支障はないと考えます。農地は第2種です。

19番 第135件、11月22日に22番推進委員、〇〇行政書士と現地確認いたしました。事務局から始末書を提出ということで、もうすでに利用されているみたいだったんですが、特に問題ないと思います。農地区分は第2種です。

12番 第136件、11月23日に25番推進委員と現地を確認いたしました。これも事務局の説明どおり問題

ないと思います。農地区分は第2種です。

10番 第137件, 11月17日に26番推進委員と事務局2名の計4名で現地を確認しました。事務局の説明どおりで、民家より離れた場所にあり問題ないと思います。農地区分は第2種農地です。

17番 第138件, 11月21日に27番推進委員と譲渡人の〇〇と3人で確認しました。現地は〇〇の駐車場の一角のところ、面積はわずか0.89㎡の土地で、境を表示するものは何も見えませんでした。また、〇〇本人も親から何も聞いてないということですが、この辺りだろうということで確認しております。第3種です。

7番 第139件, 11月19日に28番推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇より西へ約7.8kmの県道〇〇線沿いに位置します。周辺農地には影響は少ないと思われ、事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は2種農地です。

1番 第141件, 11月24日に3番委員, 31番推進委員, 33番推進委員と現地確認を行いました。周りへの影響もないので問題ないと思います。第3種農地です。

6番 第142件, 11月20日に34番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、周辺の農地等に問題ないと思いますので、何も問題ございません。農地区分は第2種区分です。

18番 第143件・144件と続けて報告します。  
9番委員と37番推進委員で現地を確認されました。事務局の説明どおり問題ないとのことです。2種農地です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第140件を除く、第129件から第144件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第5条の規定による許可申請は、全て原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、日程第4 第79号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第30件から第34件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。第79号議案 非農地証明申請について説明します。  
第30件は、〇〇から、本町3丁目〇〇 地目：畑 264㎡について、平成26年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。  
第31件は、〇〇から、幸崎能地1丁目〇〇 地目：畑 29㎡について、昭和51年に納屋を設置して以降、宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。  
本件は人為的な潰廃ですが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められることから、非農地証明の対象となります。  
第32件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 2,485㎡について、平成14年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
第33件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか5筆 地目：畑 合計14,919㎡について、地番〇〇, 〇〇, 〇〇は平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として、地番〇〇, 〇〇, 〇〇は平成30年の豪雨により土砂が流入し、現況地目：雑種地として申請されています。  
第34件は、〇〇から、久井町泉〇〇 ほか3筆 地目：田 合計5,205㎡について、平成22年頃から耕作放棄し、現況地目：山林・原野として申請されています。  
第30件は「市街地区域内にある農地」に該当し、その他はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。



- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 8 番 第 30 件, 11 月 22 日に 21 番推進委員と現地確認いたしました。現地は, ○○線の○○と交差したところの南側に位置しております。長年手入れをされている様子がなく, 雑木が繁っていることを確認しました。第 3 種農地です。
- 12 番 第 31 件, 11 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり, 別に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 10 番 第 32 件・第 33 件と続けて私の案件なので, 併せて説明させていただきます。  
いずれも, 11 月 22 日に 26 番推進委員と現地を確認しました。  
第 32 件は事務局の説明どおり既に山林になっており, 問題ないと思います。  
第 33 件も豪雨で土砂が崩れており, 問題ないと思います。両方とも第 2 種農地です。
- 1 番 第 34 件, 11 月 24 日に 3 番委員, 31 番推進委員, 33 番推進委員と現地確認を行いました。現地へ行くとしたんですが, 途中で鳥獣害対策の網が張っており, 入れませんでした。農地区分は第 2 種です。
- 議 長 事務局は入れたんですか。
- 事務局 事務局は, 鳥獣害の柵を外して中に入りました。土砂が崩れていたり雑木が生えている状態で, 農地としての復旧は難しいことを確認しました。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請, 第 30 件から第 34 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 7 第 82 号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて, 第 11 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 13 ページをお開きください。  
第 82 号議案 農地法に基づく, 三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。  
第 11 件は, 神奈川県鎌倉市今泉 3 丁目の○○が所有する, 本郷北 4 丁目○○ 地目: 畑 160 m<sup>2</sup>について, 遠方に居住し管理できない農地を取得し, 新規就農したい希望者がいるため, 特例区域の設定を申し出たものです。  
設定基準は, 別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 2 号「担い手への農地集積が見込まれず, かつ, 荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。  
農地法に基づく, 三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 17 番 第 11 件, 11 月 21 日に 27 番推進委員と行政書士の○○さんと 3 人で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり問題ありません。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上、審議事項を終了し、続いて報告協議事項に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項（権利取得の届出） 12件  
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 5件  
○農地転用（農業用施設）届出受理 1件  
○農地改良届出受理 1件  
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件  
○非農地判断 10筆  
  
2 その他  
(1) 女性委員の登用について  
  
○今後の日程  
令和4年第12回定例総会 12月23日（金）14時

議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。